

2026年度 一般財団法人清水育英会奨学生募集要項

1. 特徴

- (ア) 一般財団法人清水育英会（以下「この法人」という。）は、建築、土木又は都市計画等を専攻し、経済的理由により学業の継続が困難である者への奨学金給付を通じて、若手技術者の育成に貢献し、もって日本の建築・土木技術の発展に寄与することを目的として設立されました
- (イ) この法人の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、入社等の付帯義務を負うものではありません
- (ウ) 他団体の奨学金との併給も可能とします

2. 新規奨学金給付学生採用予定人数

建築、土木又は都市計画等を専攻する大学・大学院修士課程に在籍する学生 60 名程度
※ 大学学部 1 年次に在籍する者を除く

3. 奨学金の給付月額、期間

	給付月額	期間
大学生(2年～4年)	50,000 円※	2026年4月より最長 2029年3月まで (正規の最短修業期間)
大学院生(修士課程)	50,000 円※	2026年4月より最長 2028年3月まで (正規の最短修業期間)

※奨学金給付学生として採用された学生の中で、特に、成績が優秀で経済的理由により学業の継続が困難な学生に対して、上記給付月額に月額 30,000 円を加算して支給することがあります

4. 採用基準

- (ア) 出願する年度の 4 月現在、建築、土木又は都市計画等を専攻する大学・大学院修士課程に在籍する者
※ 大学学部 1 年次に在籍する者を除く
- (イ) 2026 年 4 月 1 日時点で、原則として大学生は満 23 歳以下、大学院生は満 33 歳以下であること。留学生の場合、原則として大学生は満 31 歳以下、大学院生は満 38 歳以下であること
- (ウ) 成績要件及び収入要件は以下のとおりとします
 - 【大学生】
 - (1) 成績要件
原則、前年度までの成績（G P A (Grade Point Average)）が、3.00 以上の者
 - (2) 収入要件
収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮しますが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計収入 700 万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他収入 350 万円未満とします
 - 【大学院生】
 - (1) 成績要件
原則、前年度までの成績（G P A (Grade Point Average)）が、3.00 以上の者
 - (2) 収入要件
収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮しますが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計収入 700 万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他収入 350 万円未満とします
- (エ) 在学する学長、研究科・専攻長、指導教官等の推薦する者
- (オ) 学費の支弁が困難と認められる者
- (カ) 心身ともに優れている者

